

○千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例

昭和四十一年十二月二十六日条例第五十四号

改正	昭和四八年 四月二〇日条例第二五号	昭和四九年 三月三〇日条例第一七号
	昭和四九年一〇月二一日条例第六四号	昭和五一年 三月二六日条例第五号
	平成 二年一二月一七日条例第四三号	平成 四年 三月二六日条例第五五号
	平成 五年 二月一八日条例第七号	平成 八年一〇月一五日条例第三〇号
	平成一六年 三月二三日条例第二七号	平成一七年一〇月二五日条例第八六号
	平成二一年 七月一七日条例第五〇号	平成二五年一二月二六日条例第六四号
	平成三〇年一二月二八日条例第六一号	令和 六年 三月二二日条例第二一号
	令和 七年 三月 七日千葉県条例第一一号	

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、文化会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、県民の福祉の向上と文化の発展に資するため、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第三条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県文化会館	千葉市中央区市場町一一番二号
千葉県東総文化会館	旭市ハの六六六番地
千葉県南総文化ホール	館山市北条七四〇番地の一
青葉の森公園芸術文化ホール	千葉市中央区青葉町

(業務)

第四条 文化会館の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 文化活動のための施設の提供
- 二 集会のための会場の提供
- 三 県民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施
- 四 その他文化会館の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、文化会館の設置の目的を効果的に達成するため、文化会館の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第四条各号に掲げる業務とする。

(指定の手続)

第六条の二 文化会館のうち千葉県文化会館又は青葉の森公園芸術文化ホールについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。）第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の

内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(利用の承認)

第七条 文化会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、文化会館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の施設等の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、文化会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他文化会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、第七条第一項の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第七条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。
- 四 その他文化会館の管理上支障があると認められるとき。

(模様替え等の承認)

第十条 利用者が、文化会館の利用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(管理の基準)

第十一条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(利用料金)

第十二条 文化会館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる文化会館の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める額とする。

- 一 千葉県文化会館 別表第一に掲げる額の範囲
- 二 千葉県東総文化会館 別表第二に掲げる額の範囲
- 三 千葉県南総文化ホール 別表第三に掲げる額の範囲
- 四 青葉の森公園芸術文化ホール 別表第四に掲げる額の範囲

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第十三条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第十四条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第十五条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(知事による管理)

第十六条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該文化会館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設等の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に模様替え又は設備等の附加の承認が含まれるときに限る。）における第十条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該模様替え又は設備等の附加について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該文化会館の施設等を利用しようとする者は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文化会館の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
 - 一 千葉県文化会館 別表第一に掲げる額の範囲
 - 二 千葉県東総文化会館 別表第二に掲げる額の範囲
 - 三 千葉県南総文化ホール 別表第三に掲げる額の範囲
 - 四 青葉の森公園芸術文化ホール 別表第四に掲げる額の範囲
- 5 前項本文の場合における第十三条から前条まで及び別表第一から別表第四までの規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、別表第一中「第十二条第三項第一号」とあるのは「第十六条第四項第一号」と、別表第二中「第十二条第三項第二号」とあるのは「第十六条第四項第二号」と、別表第三中「第十二条第三項第三号」とあるのは「第十六条第四項第三号」と、別表第四中「第十二条第三項第四号」とあるのは「第十六条第四項第四号」とする。
- 6 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 7 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 8 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
- 9 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第七条第一項、第十条及び第十二条第一項の規定の適用については、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該模様替え又は設備等の附加について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十六条第四項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

（原状回復）

第十七条 利用者は、その利用を終了したとき（第九条の規定により利用について承認の取消し又は制限があつたときを含む。）は、直ちに施設を原状に復し、又は原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第十八条 利用者は、文化会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、文化会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月一日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行し、（中略）昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月二十一日条例第六十四号）

この条例は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十六日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二年十二月十七日条例第四十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成三年六月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一文化会館の項文化会館使用料の目使用料等の欄中「文化会館使用料」を「千葉県文化会館使用料」に改め、同項文化会館附帯設備使用料の目使用料等の欄中「文化会館附帯設備使用料」を「千葉県文化会館附帯設備使用料」に改め、同項に次のように加える。

（次のよう略）

附 則（平成四年三月二十六日条例第五十五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年二月十八日条例第七号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十月十五日条例第三十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第一文化会館の項中千葉県東総文化会館附帯設備使用料の目の次に次のように加える。
（次のよう略）

附 則（平成十六年三月二十三日条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第八十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした利用の承認その他の行為又は知事に対してした申込みその他の行為は、施行日以後における改正後の千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条から第十条までの規定の適用については、改正後の条例第五条に規定する指定管理者がした利用の承認その他の行為又は当該指定管理者に対してした申込みその他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例第九条第一項の規定により管理受託者に利用料金を支払っている場合において、当該利用料金に係る利用が施行日以後に行われるときは、改正後の条例第十二条第一項の規定の適用については、指定管理者に利用料金を支払ったものとみなす。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）

附 則（令和六年三月二十二日条例第二十一号）

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

附 則（令和七年三月七日千葉県条例第十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第十二条第三項第一号）

施設の名称	利用料金の名称	区分	単位		額の範囲
千葉県文化会館	大ホール利用料	入場料を徴収しない場合	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	四万千八百九十円以内
				午後一時から 午後五時まで	九万千三百九十円以内
			休日等一回につき	午後六時から 午後九時三十分まで	十二万三千三百九十円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十四万六千九百九十円以内
				午前八時三十分から 午前十二時まで	五万九千五十円以内
				午後一時から 午後五時まで	十一万五千百五十円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	十五万七千八百九十円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三十二万九千三百十円以内
		三千円未満の入場料を徴収する場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	七万二千二百五十円以内
				午後一時から 午後五時まで	十五万五千四百円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	二十一万円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四十二万六十円以内
			休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	十万九百五十円以内
				午後一時から 午後五時まで	十九万六千百四十円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	二十六万三千三百十円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五十五万九千九百九十円以内
		三千円以上の入場料を徴収する場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	八万三千七百九十円以内
				午後一時から 午後五時まで	十八万二千六百四十円以内

			午後六時から 午後九時三十分まで	二十四万六千九百九十円以内			
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四十九万四千四百四十円以内			
			休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	十一万八千四百五十円以内		
			午後一時から 午後五時まで	二十三万六千五十円以内			
			午後六時から 午後九時三十分まで	三十一万六千二百九十円以内			
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六十五万八千八百円以内			
			小ホール利用料	入場料を徴収しない場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万三千六百六十円以内
						午後一時から 午後五時まで	二万七千三百六十円以内
						午後六時から 午後九時三十分まで	四万二千三百円以内
						午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万二千九百円以内
休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万七千二百九十円以内					
	午後一時から 午後五時まで	三万四千四百四十円以内					
	午後六時から 午後九時三十分まで	五万九千四百四十円以内					
	午前八時三十分から 午後九時三十分まで	八万七千四百三十円以内					
三千円未満の入場料を徴収する場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万九千二百九十円以内				
		午後一時から 午後五時まで	三万八千四百円以内				
		午後六時から 午後九時三十分まで	五万七千七百三十円以内				
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十万二千百円以内				
	休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万四千二百四十円以内				
		午後一時から	四万八千四百九十円				

			午後五時まで	以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	七万二千七百五十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十二万二千四百円以 内
	三千円以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万七千三百六十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	五万四千九百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	八万二千三百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十四万五千八百三十 円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	三万四千四百四十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	六万九千三百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十万三千七百四十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十七万五千五十円以 内
大練習室利 用料	入場料を徴収し ない場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万五千三百十円以 内
			午後一時から 午後五時まで	一万三千二百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万三千二百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三万七千九百三十円 以内
	入場料を徴収し て利用し、又は 営利を目的とす る催物に利用す る場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万八千四百五十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	二万六千四百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二万六千四百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万二千二百五十円以 内
中練習室利 用料	入場料を徴収し ない場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	九千四十円以内

			午後一時から 午後五時まで	一万二百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万三百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二万九千七百円以内
	入場料を徴収し て利用し、又は 営利を目的とす る催物に利用す る場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万八千三百十円以 内
			午後一時から 午後五時まで	二万四百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二万七百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五万九千四百円以内
小練習室利 用料	入場料を徴収し ない場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	八千四百八十円以内
			午後一時から 午後五時まで	九千六百七十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九千六百七十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二万八千十円以内
	入場料を徴収し て利用し、又は 営利を目的とす る催物に利用す る場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万七千百円以内
			午後一時から 午後五時まで	一万九千四百五十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万九千四百五十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五万六千百十円以内
会議室利用 料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	八千七十円以内
			午後一時から 午後五時まで	九千二百五十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九千四百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二万六千八百三十円 以内
第一楽屋		一回につき	午前八時三十分から	千四百四十円以内

(個室) 利用料 第二楽屋 (個室) 利用料 第四楽屋利用料 第七楽屋利用料			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内
第三楽屋利用料 第五楽屋利用料 第六楽屋利用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千六百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千六百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四千九十円以内
小ホール第一楽屋（個室）利用料 小ホール第二楽屋（個室）利用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	九百六十円以内
			午後一時から 午後五時まで	九百六十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二千二百九十円以内
小ホール第三楽屋利用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千六百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千六百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四千九十円以内
附帯設備利用料	舞台設備	一回につき		五万三千四百二十円以内の範囲において規則で定める額以内
	照明器具	一回につき		二万五千百三十円以内の範囲において規則で定める額以内

	音響装置	一回につき	一万八千八百五十円以内の範囲において規則で定める額以内
	ピアノ	一回につき	一万五千七百円以内の範囲において規則で定める額以内
	映写設備	一回につき	一万五千七百円以内の範囲において規則で定める額以内
	シャワー	一台につき	四百六十円以内

備考

- 一 入場料を徴収する場合について大ホール及び小ホールの区分を適用するときは、当該入場料の最高額をもって区分するものとする。
- 二 規定時間を超過して利用する場合の割増料金の額の範囲は、その超過した時間一時間について、指定管理者が定める利用料金一時間当たりの百二十パーセントの割増料金の額以内とする。
- 三 指定管理者が割増料金を徴収する場合における規定時間を超過して利用した時間の算定については、規定時間を超過して利用した時間が三十分未満のときはこれを切り捨て、三十分以上一時間未満のときは一時間として算定するものとする。

別表第二（第十二条第三項第二号）

施設の名称	利用料金の名称	区分	単位		額の範囲
千葉県東総文化会館	大ホール利用料	入場料を徴収しない場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万九千九百円以内
				午後一時から 午後五時まで	三万八千八百円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	三万九千九百円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	八万四千四百五十円以内
			休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万八千三十円以内
				午後一時から 午後五時まで	三万九千四百円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	四万八千六百四十円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十万三千七百四十円以内
		三千円未満の入場料を徴収する	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	四万三百九十円以内

場合			午後一時から 午後五時まで	五万九千五十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	七万四千四百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十五万六千六十円以内
			午前八時三十分から 午前十二時まで	五万二千二百九十円以内
		休日等一回につき	午後一時から 午後五時まで	七万三千五百六十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九万九百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十九万二千三十円以内
	三千円以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	四万六千円以内
			午後一時から 午後五時まで	六万七千四百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	八万四千六百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十七万八千五百円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	五万六千七百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	八万四百九十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九万八千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十万九千四十円以内
小ホール利 用料	入場料を徴収し ない場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	七千八百九十円以内
			午後一時から 午後五時まで	一万千七百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万四千八百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三万六千六十円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から	一万五百三十円以内

			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	一万四千六百四十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万七千九百四十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三万七千五百九十円 以内
	三千円未満の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万五千六百四十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	二万三千二百五十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二万九千七百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六万八千四十円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万九千九十円以内
			午後一時から 午後五時まで	二万九千九百九十円以 内
			午後六時から 午後九時三十分まで	三万六千百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万四千五百五十円 以内
	三千円以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万八千三百円以内
			午後一時から 午後五時まで	二万七千三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	三万四千四百四十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万七千四十円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万四千七百三十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	三万三千九百六十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	四万八千八百九十円以 内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	八万六千九百四十円 以内

第一樂屋 (個室) 利 用料 第二樂屋 (個室) 利 用料 第三樂屋 (個室) 利 用料 第四樂屋 (個室) 利 用料 第五樂屋 (個室) 利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千四百四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内
第六樂屋利 用料 第七樂屋利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千六百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千六百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四千九十円以内
第八樂屋利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二千二百九十円以内
			午後一時から 午後五時まで	二千二百九十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二千二百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六千二百五十円以内
小ホール第 一樂屋利用 料 小ホール第 二樂屋利用 料 小ホール第 三樂屋利用 料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千四百四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内

附帯設備利用料	舞台設備	一回につき	五万三千四百二十円以内の範囲において規則で定める額以内
	照明器具	一回につき	二万五千百三十円以内の範囲において規則で定める額以内
	音響装置	一回につき	一万八千八百五十円以内の範囲において規則で定める額以内
	ピアノ	一回につき	一万五千七百円以内の範囲において規則で定める額以内
	映写設備	一回につき	一万五千七百円以内の範囲において規則で定める額以内
	シャワー	一台につき	四百六十円以内

備考

- 一 入場料を徴収する場合について大ホール及び小ホールの区分を適用するときは、当該入場料の最高額をもつて区分するものとする。
- 二 規定時間を超過して利用する場合の割増料金の額の範囲は、その超過した時間一時間について、指定管理者が定める利用料金一時間当たりの百二十パーセントの割増料金の額以内とする。
- 三 指定管理者が割増料金を徴収する場合における規定時間を超過して利用した時間の算定については、規定時間を超過して利用した時間が三十分未満のときはこれを切り捨て、三十分以上一時間未満のときは一時間として算定するものとする。

別表第三（第十二条第三項第三号）

施設の名称	利用料金の名称	区分	単位		額の範囲
千葉県南総文化ホール	大ホール利用料	入場料を徴収しない場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万九千三百五十円以内
				午後一時から 午後五時まで	四万二千五百五十円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	五万三千百円以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十一万二千六百六十円以内
			休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	三万七千四百四十円以内
				午後一時から 午後五時まで	五万二千六百円以内

			午後六時から 午後九時三十分まで	六万四千九百九十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十三万八千四百円以 内
三千円未満の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき		午前八時三十分から 午前十二時まで	五万三千九百四十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	七万八千六百九十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九万九千五百五十円以 内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十万八千二百円以 内
	休日等一回につき		午前八時三十分から 午前十二時まで	六万九千七百六十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	九万七千九百九十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十二万九千九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十五万六千五十円 以内
三千円以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき		午前八時三十分から 午前十二時まで	六万千三百五十円以 内
			午後一時から 午後五時まで	八万九千五百六十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十一万二千八百三十 円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十三万八千六十円 以内
	休日等一回につき		午前八時三十分から 午前十二時まで	七万五千七百円以内
			午後一時から 午後五時まで	十万七千四百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十三万八百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十七万八千八百三 十円以内
小ホール利 用料	入場料を徴収し ない場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	七千八百九十円以内
			午後一時から	一万七七百円以内

		午後五時まで	
		午後六時から 午後九時三十分まで	一万四千八百三十円 以内
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三万四千九十円以内
	休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万五百三十円以内
		午後一時から 午後五時まで	一万四千四百九十円 以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	一万七千九百四十円 以内
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三万七千四百四十円 以内
三千円未満の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万五千六百四十円 以内
		午後一時から 午後五時まで	二万三千百円以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	二万九千三百五十円 以内
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六万三百六十円以内
	休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万九百四十円以内
		午後一時から 午後五時まで	二万九千十円以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	三万五千七百九十円 以内
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万四千四十円以内
三千円以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万八千百三十円以 内
		午後一時から 午後五時まで	二万六千七百円以内
		午後六時から 午後九時三十分まで	三万四千二百九十円 以内
		午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七万二百六十円以内
	休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万四千五百四十円 以内

			午後一時から 午後五時まで	三万三千七百九十円 以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	四万七千七百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	八万六千二百六十円 以内
練習室利用 料	入場料を徴収し ない場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千九百五十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二千二百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五千九百十円以内
	入場料を徴収し て利用し、又は 営利を目的とす る催物に利用す る場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	三千三百円以内
			午後一時から 午後五時まで	三千九百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	四千五百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	一万八千五百十円以 内
大会議室利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	四千九百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	六千四百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	七千七百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	一万九千百十円以内
小会議室利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	二千二百九十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二千七百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六千七百五十円以内
第一楽屋		一回につき	午前八時三十分から	千四百四十円以内

(個室) 利用料 第二楽屋 (個室) 利用料 第三楽屋 (個室) 利用料 第四楽屋 (個室) 利用料 第七楽屋利用料			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内
第五楽屋利用料 第六楽屋利用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千六百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千六百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千六百三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	四千九十円以内
小ホール第一楽屋（個室）利用料 小ホール第二楽屋（個室）利用料 小ホール第三楽屋利用料 小ホール第四楽屋利用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千四百四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内
附帯設備利用料	舞台設備	一回につき		五万三千四百二十円以内の範囲において規則で定める額以内
	照明器具	一回につき		二万五千百三十円以内の範囲において規則で定める額以内
	音響装置	一回につき		一万八千八百五十円

			以内の範囲において 規則で定める額以内
	ピアノ	一回につき	一万五千七百円以内 の範囲において規則 で定める額以内
	映写設備	一回につき	一万五千七百円以内 の範囲において規則 で定める額以内
	シャワー	一台につき	四百六十円以内

備考

- 一 入場料を徴収する場合について大ホール及び小ホールの区分を適用するときは、当該入場料の最高額をもつて区分するものとする。
- 二 規定時間を超過して利用する場合の割増料金の額の範囲は、その超過した時間一時間について、指定管理者が定める利用料金一時間当たりの百二十パーセントの割増料金の額以内とする。
- 三 指定管理者が割増料金を徴収する場合における規定時間を超過して利用した時間の算定については、規定時間を超過して利用した時間が三十分未満のときはこれを切り捨て、三十分以上一時間未満のときは一時間として算定するものとする。

別表第四（第十二条第三項第四号）

施設の名称	利用料金の 名称	区分	単位		額の範囲
青葉の森公園芸術文化ホール	ホール利用料	入場料を徴収しない場合	休日等以外の日一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万五千五百四十円 以内
				午後一時から 午後五時まで	五万二千百十円以内
				午後六時から 午後九時三十分まで	六万六千六百三十円 以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十三万五千三百円以 内
			休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	三万二千六百五十円 以内
				午後一時から 午後五時まで	六万四千百四十円以 内
				午後六時から 午後九時三十分まで	八万二千九百六十円 以内
				午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十七万四千三百九十 円以内
		三千円未満の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二万六千四百円以内
				午後一時から	五万六千四百円以内

			午後五時まで	
			午後六時から 午後九時三十分まで	七万四千八百九十円 以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十四万九千七百九十 円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	三万六千四百五十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	七万二百六十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九万三千三十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	十九万五千三百三十 円以内
	三千元以上の入 場料を徴収する 場合	休日等以外の日一回 につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	五万千三百三十円以内
			午後一時から 午後五時まで	十万四千九百十円以 内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十三万四千百円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二十七万九千四百九 十円以内
		休日等一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	六万五千三百十円以 内
			午後一時から 午後五時まで	十二万九千円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	十六万四千八百円以 内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三十五万二千九十円 以内
練習室利用 料	入場料を徴収し ない場合	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	九千四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	一万二百円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	一万三百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二万九千七百円以内
	入場料を徴収し て利用し、又は	一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	一万八千三百三十円以 内

	営利を目的とする催物に利用する場合		午後一時から 午後五時まで	二万四百三十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二万七百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五万九千四百円以内
会議室利用 料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	八千四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	九千二百十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	九千三百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	二万六千七百円以内
第一楽屋 （個室）利 用料 第二楽屋 （個室）利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	千四百四十円以内
			午後一時から 午後五時まで	千四百四十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千四百四十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	三千四百五十円以内
第三楽屋利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二千二百九十円以内
			午後一時から 午後五時まで	二千二百九十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二千二百九十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	六千二百五十円以内
大展示室利 用料		一回につき	午前八時三十分から 午前十二時まで	二千三百五十円以内
			午後一時から 午後五時まで	二千六百九十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	二千七百六十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	七千八百三十円以内
小展示室利		一回につき	午前八時三十分から	千六百六十円以内

用料			午前十二時まで	
			午後一時から 午後五時まで	千八百八十円以内
			午後六時から 午後九時三十分まで	千九百十円以内
			午前八時三十分から 午後九時三十分まで	五千五百円以内
附帯設備利 用料	舞台設備	一回につき		五万三千四百二十円 以内の範囲において 規則で定める額以内
	照明器具	一回につき		二万五千百三十円以 内の範囲において規 則で定める額以内
	音響装置	一回につき		一万八千八百五十円 以内の範囲において 規則で定める額以内
	ピアノ	一回につき		一万五千七百円以内 の範囲において規則 で定める額以内
	映写設備	一回につき		一万五千七百円以内 の範囲において規則 で定める額以内
	シャワー	一台につき		四百六十円以内
	乾燥室	一回につき		百五十円以内

備考

- 一 入場料を徴収する場合についてホールの区分を適用するときは、当該入場料の最高額をもつて区分するものとする。
- 二 規定時間を超過して利用する場合の割増料金の額の範囲は、その超過した時間一時間について、指定管理者が定める利用料金一時間当たりの百二十パーセントの割増料金の額以内とする。
- 三 指定管理者が割増料金を徴収する場合における規定時間を超過して利用した時間の算定については、規定時間を超過して利用した時間が三十分未満のときはこれを切り捨て、三十分以上一時間未満のときは一時間として算定するものとする。